

<令和8年7月1日以降の週休2日制確保適用工事についてのお知らせ>

週休2日制確保適用工事については、一部（要領の附則の規定に該当する案件）を除き、令和8年7月1日以降に公告する案件より、経費補正の実施を行わないこととなっておりますので、予めご承知おきください。

なお、この取扱いとは国・神奈川県との運用に合わせたものです。

詳細は、大和市の契約検査課ホームページに掲載しております、『大和市週休2日制確保適用工事実施要領（土木工事）（令和8年7月1日公告分から）』及び『大和市週休2日制確保適用工事実施要領（建築工事・電気設備工事・機械設備工事）（令和8年7月1日公告分から）』をご確認ください。

(https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/32/nyusatsu_keiyaku/5004.html)